

# 令和 6 年度 固定資産税（償却資産）申告について



ほっと あつと なんと

平素から市税について格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

償却資産は、土地及び家屋以外の事業の用に供することのできる資産で、その減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他政令で定める資産以外のものをいいます。

償却資産の所有者は、地方税法 383 条の規定により、毎年 1 月 31 日までに 1 月 1 日における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市長村長に申告する義務があります。

## 1. 申告期限

### 令和 6 年 1 月 31 日（水）

※ 前年度と比較し、資産の増減がないときも必ず申告してください。

事業継承、市外転出、廃業されたときは、備考欄にその旨を記入し、提出してください。

## 2. 提出書類

- (1) 「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」
- (2) 「種類別明細書（増加資産・全資産用）」
- (3) 「種類別明細書（減少資産用）」
- (4) その他添付書類（郵送による本人確認書類、課税標準の特例の添付書類など）

南砺市のホームページから申告書様式をダウンロードできます。

<https://www.city.nanto.toyama.jp/>

サイト内検索

償却資産

検索

**令和 6 年 1 月 1 日 現在** 所有している事業の用に供することができる資産について記入してください。

※ 前年の申告を「eLTAX」やパソコン等で作成・提出された方には、「償却資産申告書」及び「種類別明細書」の手書き用紙を同封しておりません。必要に応じて南砺市ホームページより様式を印刷ください。

## 3. 提出方法

- (1) 郵 送 南砺市役所 税務課 資産税係 宛（下記提出先へお願いします）  
※控えに受付印が必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封ください。
- (2) 窓口持参 税務課窓口 または、各市民センター窓口
- (3) 電子申告（eLTAX） 南砺市では「eLTAX」を使用して申告することができます。  
（詳しくは <https://www.eltax.lta.go.jp> をご覧ください。）

### ◆ 「個人番号・法人番号」の記載と本人確認について

平成 28 年度以降の申告から、申告書への「個人番号」又は「法人番号」の記載が必要です。また、個人事業者が提出する際は、下記の書類を提示・同封・添付してください。

- (1) 個人事業者“本人”が窓口持参
    - ① 「個人番号カード」又は「通知カード」と「身元確認書類（運転免許証等）」の提示
  - (2) 個人事業者の“代理人”が窓口持参
    - ① “本人”の「個人番号カード（写）」又は「通知カード（写）」
    - ② “代理人”の「税理士証票」又は「身元確認書類（運転免許証等）」
    - ③ 「税務代理権限証書」又は「委任状」
- 提示
- (3) 郵送  
(1) の写し又は (2) の①②の書類の写し（個人番号カードは両面）及び③を同封してください。
  - (4) 電子申告  
個人番号・身元確認書類の添付は不要です。

### 【お問い合わせ・提出先】

南砺市役所 税務課資産税係  
TEL (0763) 23-2033  
FAX (0763) 52-3232

【窓口】平日 8時30分から17時15分まで

申告書送付の際、  
右記を切り取っ  
て封筒に貼り付  
けてご利用くだ  
さい。

〒939-1692  
富山県南砺市荒木 1550 番地

南砺市役所 税務課 資産税係 行

## 4. 償却資産の申告について

### (1) 申告しなければいけない方

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりなど、事業を行っている方で、1月1日現在に償却資産を所有している方です。地方税法第383条の規定により、毎年1月1日(賦課期日)現在の所有状況を申告する義務があります。

- 所有権留保付売買資産については、原則買主の方が申告してください。
- 償却資産を共有されている方は、各々が持ち分に応じてではなく、代表者を決めて申告してください。

### (2) 申告対象となる資産

令和6年1月1日現在事業の用に供することのできる資産のうち、次の(a),(b)の要件を満たすものです。

(a) 土地及び家屋以外の有形固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産(土地及び家屋の用語の意義は、地方税法第341条の規定によります。)

◎次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ①減価償却が終わった資産
- ②帳簿に記載されていない資産
- ③建設仮勘定で経理されている資産
- ④すでに完成しているが、まだ稼働していない資産
- ⑤リース資産で、契約内容が割賦販売と同等である資産
- ⑥遊休資産(稼働していないが、稼働できる状態にある資産)
- ⑦決算期以後1月1日までに取得された資産で、固定資産勘定に計上されていない資産
- ⑧取得価格30万円未満で、税務会計上租税特別措置法28条の2又は67条の5の即時償却資産

(b) 耐用年数が1年以上で取得価格(1個あたり)が10万円以上の資産

	取得価格	国税の取扱い	固定資産税(償却資産)の取扱い
個人	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却 減価償却	申告対象外 <b>申告対象</b>
	20万円以上	減価償却	<b>申告対象</b>
		損金算入	申告対象外
法人	10万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	<b>申告対象</b>
		3年間一括償却	申告対象外
	10万円以上 20万円未満	減価償却	<b>申告対象</b>
	20万円以上	減価償却	<b>申告対象</b>

※法人の場合、10万円未満の資産であっても、法定耐用年数に基づき減価償却するものは申告の対象です。

### (3) 申告対象とならない資産

- ・自動車税・軽自動車税の対象となるもの
- ・建物附属設備のうち、家屋として課税されているもの
- ・棚卸資産、無形固定資産(例:特許権、ソフトウェア等)、繰延資産

### (4) 建物附属設備の家屋と償却資産の区分表

設備等の内容		家屋の所有関係	
		自己所有家屋	借家
単に移動を防止する程度に家屋に取り付けたもの、又は独立した機器としての性格の強いもの		償却資産	償却資産
例	受変電設備、発電設備、蓄電池設備		
	屋外給排水設備、屋外ガス設備、屋外照明設備		
	ルームエアコン、ブラインド、看板、ネオンサイン		
家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの		家屋	償却資産
例	屋内電気設備、屋内給排水設備、衛生設備		
	内装(床・内壁・天井等)、外装、造作、建具		
	冷暖房設備(家屋と構造上一体となっているもの)		

(5) 業種別の主な償却資産

業 種	償 却 資 産 の 例
各 業 種 共 通	パソコン(4)、コピー機(5)、エアコン(6)、応接セット(8)、レジスター(5)、金庫(20)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、舗装(10又は15)、看板(10)、ネオンサイン(3)、受変電設備(15)、太陽光発電設備(17) 等
建 設 業	大型特殊自動車(6)【ショベルローダ、ホイールローダ、ホイールクレーン、グレーダ、ロータリ除雪自動車、アスファルトフィニッシャー等】 等
製 造 業	食品製造設備(10)、木製品製造設備(8)、旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)プレス機(10又は15)、測定工具(5)、検査工具(5)、工業用水道(15)、構内舗装(10または15)、福利厚生設備 等
自動車整備業 ガソリンスタンド	プレス(15)、スチームクリーナー(15)、オートリフト(15)、コンプレッサー(8又は15)、洗車機(10)、ジャッキ(3)、ガソリン計量器(8)、独立キャノピー、地下タンク(8) 等
飲 食 店	接客用家具・備品(5)、厨房設備(5)、冷蔵庫(6)、冷凍庫(6)、カラオケ(5)等
小 売 業	陳列棚・商品陳列ケース(6または8)、冷蔵庫(6)、冷凍庫(6)、電子秤(5) 等
ホテル・旅館業	ベッド(8)、テレビ(5)、カーテン(3)、冷蔵庫(6)、厨房設備(9)、洗濯設備(6または13)、放送設備(6)、カラオケ(5) 等
駐 車 場 業	照明等の電気設備(15)、受変電装置(15)、料金精算機(5)、舗装・白線(10又は15) 等
不動産貸付業 (アパート)	金属造の塀(10)、コンクリート造の塀(15)、舗装(10又は15)、緑化施設(20)、外灯(10)、自転車置き場(7)、冷暖房器具(6)、ゴミ置き場(7)、太陽光発電設備(17) 等
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、乾燥機(13)、プレス機(13)、給排水設備(15) 等
理容・美容業	理・美容椅子(5)、洗面設備(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、消毒殺菌器(5)、サインポール(3)、テレビ(5) 等
医(歯科)業	レントゲン機器(6)、調剤機器(6)、消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、診療ユニット(7)、待合室用椅子(8)、ファイバースコープ(6) 等
農 業	ビニールハウス(5又は10)、農耕用車両(7)(小型特殊を除く)、乾燥機(7)、畦畔(17) 等

※( )内の数字は、各資産の主な耐用年数です。

(6)国税(所得税・法人税)との違い

固定資産税(償却資産)と国税では取扱いが異なる点がありますのでご注意ください。

項 目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税の取扱い(所得税・法人税)
償 却 計 算 の 期 間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減 価 償 却 の 方 法	定率法(固定資産評価基準に定められた減価率を用いる)	定率法・定額法の選択制度 (建物並びに平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物は定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧 縮 記 帳 の 制 度	認められません※	認められます
特 別 償 却 ・ 割 増 償 却	認められません	認められます
増 加 償 却	認められます	認められます
評 価 額 の 最 低 限 度	取得価額の100分の5	備忘価格(1円)
改 良 費 (資 本 的 支 出)	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価
少 額 の 減 価 償 却 資 産 (使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産)	一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外	一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入するものとする。
一 括 償 却 資 産 (取得価額が20万円未満の減価償却資産)	3年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外	3年間で損金又は必要な経費に算入することが可能
即 時 償 却 資 産 (中小企業者が租税特別措置法を適用して取得された10万円以上30万円未満の減価償却資産)	課税対象	取得価額の相当する額を損金又は必要な経費に算入が可能

※国・県・自治体等から補助金を受けて設備を導入した場合、補助金額を含めた額を取得価額として申告してください。

## 5. 申告の義務

### 無申告または虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第 386 条の規定により過料を科されるほか、同法第 368 条の規定により不足額や延滞金を徴収されることがあります。

また、虚偽の申告をされたときは、同法第 385 条の規定により罰金等を科せられることがあります。

### 実地調査へのご協力のお願い

地方税法第 353 条及び第 408 条の規定により、実地調査や帳簿書類等の調査をすることがあります。

なお、調査により申告内容の修正をお願いすることがありますが、その場合は資産の取得年により過年度（5 年度分）へ遡及することがあります。

## 6. 税額の算出方法

### (1) 評価額の計算方法

① 前年中に取得した資産 … 取得価額 × 減価残存率(前年中取得のもの) = 評価額(課税標準額)

② 前年前に取得した資産 … 前年度評価額 × 減価残存率(前年前取得のもの) = 評価額(課税標準額)

### (2) 税額の計算方法

課税標準額 (千円未満切捨) × **1.45% (税率)** = 税額 (百円未満切捨)

(例) 駐車場舗装(アスファルト) 取得価額「300 万円」、取得年月「令和 3 年 2 月」、耐用年数「10 年」

課税年度	(1) 評価額(課税標準額)	(2) 税額
令和 4 年度 (前年中に取得)	3,000,000 円 × 0.897 = 2,691,000 円	2,691,000 円 (千円未満切捨) × 0.0145 = 39,000 円 (百円未満切捨)
令和 5 年度 (前年前に取得)	2,691,000 円 × 0.794 = 2,136,654 円	2,136,654 円 (千円未満切捨) × 0.0145 = 30,900 円 (百円未満切捨)

※ 算出した評価額が取得価額の 5% 未満となる場合は、取得価額の 5% の額が評価額となります。

※ 課税標準額の合計額が 150 万円未満 (免税点) のときは課税されません。

### (3) 減価残存率表 (耐用年数 41 年以降は南砺市ホームページに掲載の減価残存率表をご確認ください。)

耐用年数	減価残存率										
	前年中取得のもの	前年前取得のもの									
1			11	0.905	0.811	21	0.948	0.896	31	0.964	0.928
2	0.658	0.316	12	0.912	0.825	22	0.950	0.901	32	0.965	0.931
3	0.732	0.464	13	0.919	0.838	23	0.952	0.905	33	0.966	0.933
4	0.781	0.562	14	0.924	0.848	24	0.954	0.908	34	0.967	0.934
5	0.815	0.631	15	0.929	0.858	25	0.956	0.912	35	0.968	0.936
6	0.840	0.681	16	0.933	0.866	26	0.957	0.915	36	0.969	0.938
7	0.860	0.720	17	0.936	0.873	27	0.959	0.918	37	0.970	0.940
8	0.875	0.750	18	0.940	0.880	28	0.960	0.921	38	0.970	0.941
9	0.887	0.774	19	0.943	0.886	29	0.962	0.924	39	0.971	0.943
10	0.897	0.794	20	0.945	0.891	30	0.963	0.926	40	0.972	0.944

### (4) 納期

4 月、7 月、12 月、2 月の 4 期に分けて、家屋・土地と合わせて納税することとなります。

詳しくは、4 月上旬に送付します「令和 6 年度 固定資産税 納税通知書」をご確認ください。

### (5) 課税台帳の閲覧

令和 6 年度の償却資産課税台帳の発行については、固定資産税にかかる土地・家屋価格等の縦覧期間（4 月 1 日～4 月 30 日（土日祝日の場合は翌開庁日））を除き、手数料（300 円/件）がかかります。

## 7. 課税標準の特例

地方税法に定める要件を満たす償却資産については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。詳しくは南砺市ホームページをご確認ください。